

## 鳥取市政懇話会条例

制定：昭和 50 年 4 月 1 日 鳥取市条例第 2 号

改正：昭和 56 年 4 月 1 日 条例第 7 号

平成 15 年 3 月 28 日 条例第 1 号

(設置)

第 1 条 市民の市政に対する要望を広く聴き、市勢の向上発展を図るため、鳥取市政懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 懇話会は、市民の福祉、生活環境及び教養文化の向上などについて意見を述べる。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 50 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(部会)

第 7 条 懇話会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

(庶務)

第 8 条 懇話会の庶務は、企画推進部において処理する。

本条...一部改正〔昭和 56 年条例 7 号・平成 15 年 1 号〕

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、懇話会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 4 月 1 日条例第 7 号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 28 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。